

今年度に履修すべき授業科目は、医学部履修規程の別表に学年次ごとに定められています。履修にあたっては、医学部履修規程をよく読み、間違いのないようにしてください。



試験を受ける際の注意事項

試験を受けるときは、全ての試験において以下の点に注意してください。

- 1 学生証を必ず机の上に置かなければなりません。
学生証を忘れた者は、教務課で受験許可証の交付を受けなければなりません。
学生証(又は受験許可証)のない者は受験できません。
 - 2 学生証、筆記用具及び許可された物以外の物は机の上に置けません。
 - 3 机の中には何も入れてはいけません。
 - 4 不正行為(カンニング、試験問題情報の不正な持出し等)を行ってははいけません。
 - 5 試験中は、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、カメラ・ビデオ機能を有する機器等の電子機器類を身に付け、又は手に持たないようにしてください。身に付け、又は手に持っていた場合は不正行為とみなします。
 - 6 指定された座席で受験してください。
 - 7 遅刻者は、試験監督者の許可を受けなければなりません。
ただし、試験開始から20分を経過した場合は入場できません。
 - 8 試験開始から30分経過しないと退場はできません。
試験において不正行為を行った者は、その学年のすべての開講科目の単位を認定しないこととし、学則51条に規定する懲戒の対象となります。
- ※ 医学部履修規程 第15条, 第16条

気象警報の発令及び大規模災害の発生時の措置等について

気象警報の発令及び大規模災害の発生による授業の取扱いは次のとおりです。ただし、状況に応じて変更となる場合がありますので、各自掲示等を確認してください。

- (1) 気象警報の発令に伴う休講
 - ① 午前6時現在において愛知県長久手市に暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報(以下「対象気象警報」といいます)のいずれかが発令されていた場合、又はその後午前8時30分までの間に愛知県長久手市に対象気象警報のいずれかが発令された場合は、午前(1, 2, 3時限目)の授業を休講とします。
 - ② 午前10時現在において愛知県長久手市に対象気象警報のいずれかが発令されていた場合は、午後(4, 5, 6時限目)の授業を休講とします。
 - ③ ①②の場合、学生は登校することを要しません。
 - ④ ①②③にかかわらず、授業開始後に愛知県長久手市に対象気象警報のいずれかが発令された場合の授業の取扱いは、学生の安全に配慮した上でその都度定めます。
- (2) 遅刻・欠席の取扱い
愛知県長久手市に対象気象警報のいずれもが発令されておらず、学生の居住地及び通学経路に対象気象警報のいずれかが発令されている場合の遅刻・欠席の取扱いについては、学生の申出により考慮します。
- (3) 大規模災害発生時の対応
大地震などの大規模災害が発生した場合については、その都度、大学で対応措置を決定します。
- (4) 学外での実習の場合の対応
学外での実習においては、実習施設等の規程に準じますが、その都度、大学で対応措置を決定します。
- (5) 情報
報道機関の最新情報を確認して、自身の安全確保に努めてください。

